

川崎市上下水道局公告第67号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 8年 8月 4日

川崎市上下水道事業管理者 池 之 上 健 一

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名	麻生水処理センターほか建設電気その 2 5 工事
	履行場所	川崎市麻生区上麻生 6－1 5－1 ほか
	履行期間	契約の日から令和 1 2 年 3 月 1 5 日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5, 0 0 0 万円（建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (7) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5, 0 0 0 万円（建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書及び同項第 2 号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「評価項目に対する配点及び自己採点表（第 3 号様式別紙）」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。 (8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成 2 3 年 4 月 1 日以降に有すること。 下水道施設（※）において、運転操作設備の製作及び据付工事について、元請として完工実績（修理及び整備工事を除く。） ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が 2 0 % 以上であること。	

	※ 下水道施設とは、下水道法第2条第2号に定義された施設（処理施設・ポンプ施設に限る。）
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和8年9月16日 午後5時（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	（1）川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 （2）評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 （3）本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 （4）詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 2)

競争入札に 付する事項	件 名	加瀬水处理センター建設電気その 5 0 工事
	履行場所	川崎市幸区南加瀬 4 - 4 0 - 2 2
	履行期間	契約の日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5, 0 0 0 万円（建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (7) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5, 0 0 0 万円（建築一式工事の場合は 8, 0 0 0 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書及び同項第 2 号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「評価項目に対する配点及び自己採点表（第 3 号様式別紙）」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。 (8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成 2 3 年 4 月 1 日以降に有すること。 下水道施設（※）において、監視制御設備の製作及び据付工事について、元請としての完工実績（修理及び整備工事を除く。） ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が 2 0 % 以上であること。 ※ 下水道施設とは、下水道法第 2 条第 2 号に定義された施設（処理施設・ポンプ施設に限る。）	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒 2 1 0 - 8 5 7 7 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 0 4 4 - 2 0 0 - 2 1 0 0	
入札日時等	令和 8 年 9 月 1 6 日 午後 5 時（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 (4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	令和8年度 川崎・幸区 水道施設等緊急修理工事（下期 単価契約）
	履行場所	水道施設管理箇所一円
	履行期間	令和8年10月1日から令和9年4月30日まで
参加資格	入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体（以下「特定JV」という。）でなければなりません。 ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 （1）全ての構成員に必要な条件 ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 次の（ア）から（ウ）のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 （ア）令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 （イ）経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 （ウ）建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 エ 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 オ 川崎市川崎区又は幸区内に本社を有すること。 カ 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 キ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 ク 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。 （2）特定JVの代表者に必要な条件 ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 イ 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「一般競争入札のお知らせ」御覧ください。 （3）特定JVの構成員2に必要な条件 ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 イ 主任技術者（業種「水道施設」）を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でな	

	ればなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和8年9月8日（必着）（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	令和8年度 中原・高津・宮前区 水道施設等緊急修理工事（下期 単価契約）
	履行場所	水道施設管理箇所一円
	履行期間	令和8年10月1日から令和9年4月30日まで
参加資格	入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体（以下「特定JV」という。）でなければなりません。 ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 （1）全ての構成員に必要な条件 ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 次の（ア）から（ウ）のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 （ア）令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 （イ）経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 （ウ）建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 エ 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 オ 川崎市中原区、高津区又は宮前区内に本社を有すること。 カ 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 キ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 ク 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。 （2）特定JVの代表者に必要な条件 ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 イ 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「一般競争入札のお知らせ」御覧ください。 （3）特定JVの構成員2に必要な条件 ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 イ 主任技術者（業種「水道施設」）を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でな	

	ればなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和8年9月8日（必着）（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	令和 8 年度 多摩・麻生区 水道施設等緊急修理工事（下期 単価契約）
	履行場所	水道施設管理箇所一円
	履行期間	令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 4 月 3 0 日まで
参加資格	入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている 2 者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員 2」という。）により結成されている共同企業体（以下「特定 J V」という。）でなければなりません。 ただし、特定 J V の出資割合は、全ての構成員を 2 0 % 以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 （1）全ての構成員に必要な条件 ア 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 次の（ア）から（ウ）のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 （ア）令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 （イ）経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 （ウ）建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 エ 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 オ 川崎市多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 カ 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 キ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 ク 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。 （2）特定 J V の代表者に必要な条件 ア 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 イ 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 なお、建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書及び同項第 2 号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が 1 億円未満（建築一式工事については 2 億円未満）の工事については 2 現場までの兼務を可とします。 詳細は、「一般競争入札のお知らせ」御覧ください。 （3）特定 J V の構成員 2 に必要な条件 ア 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 イ 主任技術者（業種「水道施設」）を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。	

	ればなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和8年9月8日（必着）（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	令和8年度南部下水管内管きょ緊急補修第1号工事
	履行場所	川崎市川崎区、幸区地内ほか
	履行期間	契約の日から令和9年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。	

契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2099
入札日時等	令和8年9月7日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 7)

競争入札に 付する事項	件 名	加瀬水处理センター南系最初沈殿池天井ガラス補修工事
	履行場所	川崎市幸区南加瀬 4-40-22
	履行期間	契約の日から令和 9 年 3 月 15 日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「ガラス」種目「ガラス」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) ガラス工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「ガラス」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、建設業法第 26 条第 3 項ただし書及び同項第 2 号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が 1 億円未満（建築一式工事については 2 億円未満）の工事については 2 現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2100	

入札日時等	令和 8 年 9 月 7 日 午後 2 時 3 0 分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 8)

競争入札に 付する事項	件 名	鷺沼配水所 宮崎送水ポンプ 4, 5号更新工事
	履行場所	川崎市宮前区土橋 3-1-1 (鷺沼配水所内)
	履行期間	契約の日から令和 10 年 9 月 30 日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、建設業法第 26 条第 3 項ただし書及び同項第 2 号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2 現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が 1 億円未満（建築一式工事については 2 億円未満）の工事については 2 現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。 ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。	

	(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成23年4月1日以降に有すること。 国及び地方公共団体等（法人税法別表第一及び建設業法施行規則第十八条に定める法人）発注の水道施設（※）の工事において、送水ポンプ又は配水ポンプの製作及び据付工事について元請けとしての完工実績 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 ※ 水道施設とは水道法第3条第8項に定義される施設
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和8年9月7日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 9)

競争入札に 付する事項	件 名	令和 8 年度 長沢浄水場 直流電源装置修理工事
	履行場所	川崎市多摩区三田 5－1－1（長沢浄水場内）
	履行期間	契約の日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和 7・8 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和 7・8 年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が 20 点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「電気」）を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、本工事の請負代金が 4, 500 万円（建築一式工事の場合は 9, 000 万円）未満となった場合は専任を要しません。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が 1 億円未満（建築一式工事については 2 億円未満）の工事については 2 現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044－200－2100	
入札日時等	令和 8 年 9 月 2 日 午後 2 時 30 分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	